

議案の概要

令和5年第4回市議会定例会

八王子市

目 次

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 提出予定議案総括 | 1 |
| 2 | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について | 2 |
| 3 | 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止する条例設定について | 3 |
| 4 | 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例を廃止する条例設定について | 4 |
| 5 | 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について | 5 |
| 6 | 八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止する条例設定について | 6 |
| 7 | 八王子市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例設定について | 7 |
| 8 | 八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について | 10 |
| 9 | 八王子市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例設定について | 11 |
| 10 | 八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について | 12 |
| 11 | 八王子市立第四中学校校舎等解体工事請負契約の締結について | 14 |
| 12 | 八王子市長房ふれあい館の指定管理者の指定について | 16 |
| 13 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立第九小学童保育所） | 19 |
| 14 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立あたご学童保育所） | 24 |
| 15 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立上柚木小学童保育所ほか） | 29 |
| 16 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立城山学童保育所） | 34 |
| 17 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立恩方西学童保育所） | 39 |
| 18 | 八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について | 44 |
| 19 | 八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者の指定について | 46 |
| 20 | 八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について（八王子市恩方農村環境改善センター） | 49 |
| 21 | 八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について（八王子市上川農村環境改善センター） | 52 |

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 2 2 | 八王子市立都市公園の指定管理者の指定について | 55 |
|-----|------------------------|----|

【追加送付】

| | | |
|-----|---|----|
| 2 3 | 八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について | 59 |
| 2 4 | 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について | 59 |
| 2 5 | 八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について | 59 |
| 2 6 | 八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について | 59 |

○提出予定議案総括

| 案 件 | 件 数 | 備 考 |
|-----------|------|------------------------------|
| 補 正 予 算 | 4 件 | 一般会計ほか |
| 条 例 関 係 | 13 件 | 新設 1 件 一部改正 9 件 廃止 3 件 |
| 契 約 | 1 件 | 工事請負契約 |
| 指 定 管 理 者 | 13 件 | 指定管理者の指定 |
| 計 | 31 件 | |

| | | |
|---|---|-----|
| 条例改正 | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例設定について | 総務部 |
| | | 職員課 |
| 概要 | 八王子市夜間救急診療所の廃止に伴い、夜間診療所管理者の報酬及び費用弁償を削除するもの | |
| <p>【内容】</p> <p>八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例（令和5年八王子市条例第29号）が令和5年（2023年）6月26日に公布され、同年9月末をもって八王子市夜間救急診療所は廃止された。</p> <p>これに伴い、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の夜間診療所管理者に関する規定を削除する。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別表第1第93号（夜間診療所管理者）を削る。 2 別表第1第94号から第99号までを1号ずつ繰り上げる。 <p><施行日></p> <p>公布の日</p> | | |
| <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第244条の2第1項</p> | | |

| | | |
|---|----------------------------------|-----|
| 条例廃止 | 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止する条例設定について | 総務部 |
| | | 労務課 |
| 概要 | 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止するもの | |
| <p>【内容】</p> <p>本条例は、国の恩給制度に準じた年金制度として、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が施行される前（昭和37年（1962年）11月30日まで）に退職した職員及びその遺族に対して支給する退隠料、遺族扶助料等について規定している。</p> <p>ここで、遺族扶助料の支給対象者が死去し、条例による支給対象者が存在しなくなった。また、最後の支給事務が完了し、今後も新たな支給対象者が生じることはなく、支給に関する規定の必要がなくなったため、本条例を廃止する。</p> <p><施行日> 公布の日</p> | | |

| | | |
|--|--|-----|
| 条例廃止 | 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例 を廃止する条例設定について | 総務部 |
| | | 労務課 |
| 概要 | 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例を廃止するもの | |
| <p>【内容】</p> <p>本条例は、八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例（大正14年八王子市告示第23号。以下「退隠料条例」という。）の臨時の特例について定めている。</p> <p>退隠料条例は、国の恩給制度に準じた年金制度として、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が施行される前（昭和37年（1962年）11月30日まで）に退職した職員及びその遺族に対して支給している退隠料、遺族扶助料等について規定している。</p> <p>ここで、遺族扶助料の支給対象者が死亡し、退隠料条例による支給の対象が存在しなくなった。また、最後の支給事務が完了し、今後も新たな支給対象者が生じることはなく、支給に関する規定の必要がなくなったため、退隠料条例を廃止することから、退隠料条例の臨時の特例について定めている本条例を廃止する。</p> <p><施行日> 公布の日</p> | | |

| | | |
|--|--|------------------------|
| 条例改正 | 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について | 子ども家庭部 子どもの教育・保育推進課 |
| 概要 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る基準を定める条例を改正するもの | |
| <p>【内容】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、都道府県、指定都市又は中核市が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第38号）により当該基準を規定している。</p> <p>令和5年（2023年）9月15日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の一部の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）が公布され、基準府令が改正された。</p> <p>そこで、この基準府令の改正に伴い、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 第36条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削除する。</p> <p>2 第37条第3項中「第6条第2項中」の次に、「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「」を加え、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。</p> <p><施行日> 公布の日</p> | | |
| <p>【法令等】</p> <p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） 第35条第3項、第36条第3項</p> | | |

| | | |
|---|-----------------------------------|---------------|
| 条例廃止 | 八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止する条例設定について | 学校教育部 教職員課 |
| 概要 | 八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止するもの | |
| <p>【内容】</p> <p>本条例は、教育委員会所管職員の給料、諸手当、旅費、退隠料、遺族扶助料等の支給について規定している。</p> <p>これらのうち、給料、諸手当、旅費について、教育委員会所管職員を含む一般職の職員への支給は八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）及び八王子市職員等の旅費に関する条例（昭和34年八王子市条例第8号）により行われている。</p> <p>また、退隠料、遺族扶助料等の教育委員会所管職員以外の職員への支給については、八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例（大正14年八王子市告示第23号。以下「退隠料条例」という。）で規定している。</p> <p>退隠料条例は、国の恩給制度に準じた年金制度として、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が施行される前（昭和37年（1962年）11月30日まで）に退職した職員及びその遺族に対して支給している退隠料、遺族扶助料等について規定している。</p> <p>ここで、遺族扶助料の支給対象者が死去し、退隠料条例による支給の対象が存在しなくなった。また、最後の支給事務が完了し、今後も新たな支給対象者が生じることはなく、支給に関する規定の必要がなくなったことから、退隠料条例を廃止することに合わせて、本条例を廃止する。</p> <p><施行日> 公布の日</p> | | |

| | | |
|------|------------------------------------|---------|
| 条例制定 | 八王子市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例設定について | 市民活動推進部 |
| | | 男女共同参画課 |

| | |
|----|---|
| 概要 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例を制定するもの |
|----|---|

【内容】

令和6年(2024年)4月1日より施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。)において、困難な問題を抱える女性の入所や保護、医学的・心理的な援助、自立の促進のための生活支援、退所した者についての相談等を行うため、売春防止法(昭和31年法律第118号)を設置根拠とする婦人保護施設に替わる施設として女性自立支援施設が規定された。

また、社会福祉法(昭和26年法律第45号)が改正され、女性自立支援施設の経営は第一種社会福祉事業に位置付けられ、女性自立支援施設は社会福祉施設となることから、都道府県、指定都市及び中核市は、女性自立支援施設の設備及び運営の基準について、厚生労働省令で定める基準を従うべき、標準とすべき又は参酌すべき基準として条例を定める必要がある。

そこで、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)が定められたことから、これを受けて本市においても女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものである。

なお、本条例の制定に伴い、八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第69号)は廃止する。

※ 基準省令の基準の区分

| | |
|------------|--|
| 1 従うべき基準 | (1) 配置する職員及びその員数に関する事項 |
| | (2) 施設長の資格要件に関する事項 |
| | (3) 居室の床面積に関する事項 |
| | (4) 安全計画の策定、秘密保持等、業務継続計画の策定等及び感染症等発生時の訓練に関する事項 |
| 2 標準とすべき基準 | 居室の入所定員に関する事項 |
| 3 参酌すべき基準 | その他の事項 |

<制定内容>

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例からの主な変更点は以下のとおり。

1 条例の名称

旧条例 八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

新条例 八王子市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

2 対象施設

旧条例 婦人保護施設(売春防止法第36条)

新条例 女性自立支援施設(困難女性支援法第12条第1項)

3 安全計画の策定等(新条例で追加する規定)

(1) 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(3) 定期的安全計画を見直し、必要に応じて変更を行う。

4 職員の配置基準

旧条例 施設長、入所者を指導する職員、調理員(調理業務の全部を委託する施設は不要)、その他職員(員数の規定はなし)

新条例 施設長 1人

入所者の自立支援を行う職員 2人以上
栄養士又は調理員 1人以上（調理業務の全部を委託する施設は不要）
看護師又は心理療法担当職員 1人以上
事務員 1人以上
その他職員 必要数

5 居室の床面積

旧条例 1人当たり4.95平方メートル以上

新条例 1人当たり9.9平方メートル以上

6 秘密保持等（新条例で追加する規定）

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

7 居室の入所定員

旧条例 4人

新条例 1人（同伴児童がいる場合等は、2人以上とすることができる。）

8 業務継続計画の策定等（新条例で追加する規定）

- (1) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (3) 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行う。
- (4) 業務継続計画は非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

9 連携しなければならない関係機関

旧条例 婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者

新条例 女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者

<施行日>

令和6年（2024年）4月1日

<経過措置>

- 1 新条例の施行の際、旧条例第8条により施設長に任用されている者は、新条例により任用された者とみなす。
- 2 新条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、当分の間、旧条例第10条第4項第1号ア及び第11条によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

【法令等】

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）
第12条第1項

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）
第2条第2項第6号、第65条

| | | |
|---|--|-------------------------------|
| <p>条例改正</p> | <p>八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について</p> | <p>子ども家庭部 子ども家庭支援センター</p> |
| <p>概要</p> | <p>八王子市子ども家庭支援センター、八王子市地域子ども家庭支援センター館、八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢及び八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子を移転するもの</p> | |
| <p>【内容】</p> <p>児童虐待件数や子育てに困難を抱える世帯が増加している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援を強化するため、八王子市子ども家庭支援センターを保健福祉センター及び保健所内へ移転することで一体的な支援体制を構築することとした。</p> <p>そこで、八王子市地域子ども家庭支援センター館及び八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子を八王子市東浅川保健福祉センター内に、八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢を八王子市南大沢保健福祉センター内に、八王子市子ども家庭支援センター（総合支援センター）を八王子市保健所内に移転する。</p> <p>また、各地域子ども家庭支援センター移転後も、現在併設されている親子ふれあい広場は、これまでの場所で子育て広場事業を継続する。</p> <p>なお、名称を親子つどいの広場に変更するとともに相談機能を強化し、児童虐待の予防に寄与する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 施設の移転について</p> <p>(1) 「八王子市地域子ども家庭支援センター館」及び「八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子」を「八王子市地域子ども家庭支援センター東浅川」として統合し、位置を「八王子市東浅川町551番地1」（八王子市東浅川保健福祉センター内）とする。</p> <p>(2) 「八王子市子ども家庭支援センター」の位置を「八王子市明神町三丁目19番2号」（八王子市保健所内）とする。</p> <p>(3) 「八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢」の位置を「八王子市南大沢二丁目27番地」（八王子市南大沢保健福祉センター内）とする。</p> <p>2 親子つどいの広場の設置について</p> <p>(1) 子ども家庭支援センター事業に「親子つどいの広場の運営に関すること」を加え、親子つどいの広場の名称及び位置を定める。</p> <p>(2) 子ども家庭支援センターに設ける施設から「親子ふれあい広場」を削除する。</p> <p><施行日></p> <p>1 令和6年（2024年）4月1日（改正内容1(1)、2）</p> <p>2 令和6年（2024年）8月1日（改正内容1(2)）</p> <p>3 令和7年（2025年）4月1日（改正内容1(3)）</p> | | |

| 条例改正 | 八王子市高校生等医療費助成条例の一部を改正する 条例設定について | 子ども家庭部 子育て支援課 | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|------------------|-----------|-----|---------|----|-------|---------|----|-------|---------|----|-------|---------|
| 概要 | 高校生等医療費助成の所得制限を廃止するもの | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【内容】</p> <p>高校生等医療費助成制度については、東京都と区市町村で令和7年度（2025年度）まで実施する「協議の場」において、財政措置や区市町村間の格差是正を要請することとし、まずは都制度に準拠した形で、令和5年（2023年）4月より所得制限を設けて開始した。</p> <p>特別区においては、令和5年（2023年）4月に所得制限を廃止し、その後、多摩地域の26市においても半数を超える自治体が所得制限を廃止している。</p> <p>本市においても、制度開始当初から、市民や各団体により所得制限撤廃への要望が寄せられていることから、高校生等医療費助成制度においても所得制限を撤廃し、0歳から18歳までの医療費助成を所得制限無しとすることで、本市が取り組んでいる妊娠期からの切れ目のない支援を推進する。</p> <p>なお、通院時の自己負担（上限200円）については、適正受診の見地から存置する。</p> <p>※ 現在の所得制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等及び児童</th> <th>所得額</th> <th>収入額（目安）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>622万円</td> <td>833.3万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> <td>875.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>917.8万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族等及び児童1人につき、38万円を加算 ・収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。医療費控除や障害者控除で変動する。 <p>※ 所得制限廃止により、この制度の対象となる児童の人数（推計）3,200人</p> <p><改正内容> 第4条の所得制限の規定を削除する。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p> | | | 扶養親族等及び児童 | 所得額 | 収入額（目安） | 0人 | 622万円 | 833.3万円 | 1人 | 660万円 | 875.6万円 | 2人 | 698万円 | 917.8万円 |
| 扶養親族等及び児童 | 所得額 | 収入額（目安） | | | | | | | | | | | | |
| 0人 | 622万円 | 833.3万円 | | | | | | | | | | | | |
| 1人 | 660万円 | 875.6万円 | | | | | | | | | | | | |
| 2人 | 698万円 | 917.8万円 | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|----------------|
| 条例改正 | 八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について | 健康医療部 保険年金課 |
| 概要 | 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額する措置を講ずるもの | |
| <p>【内容】</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）が改正され、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額する措置を講ずることとされたことから、これに従い、条例に当該減額措置について規定するほか、世帯に出産する被保険者が属する場合の納税義務者の届出に係る規定を設ける。</p> <p>また、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第130号）により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）が改正され、公共職業安定所の長が失業の認定をする際、離職者が個人番号カードによる本人認証を希望するときは、従来の「雇用保険受給資格者証」ではなく「雇用保険受給資格通知」を交付することとされたことに伴い、特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国民健康保険税の軽減措置の申告の際に市長が提示を求める対象に、雇用保険受給資格通知を加える改正を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 出産する被保険者に係る国民健康保険税の減額措置の新設</p> <p>(1) 減額措置に係る規定</p> <p>国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る当該出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額（所得に応じた7割、5割又は2割の減額措置を実施している低所得世帯に対しては、当該減額措置を実施した後の均等割額）を減額する。</p> <p>(2) 出産被保険者についての届出に係る規定</p> <p>ア 世帯に出産する被保険者が属する場合の納税義務者の届出の記載事項及び添付書類について定める。</p> <p>イ 届出は、出産被保険者の出産予定月の6月前から行うことができることとする。</p> <p>ウ 市長は、納税義務者がアによって明らかにすべき事項について確認することができるときは、届出を省略させることができることとする。</p> <p>2 特例対象被保険者等に係る申告の際に提示を求める書類の追加</p> <p>特例対象被保険者等に係る申告時に提示を求める対象に「雇用保険受給資格通知」を加え、提示を求められた申告者は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」のいずれかを提示しなければならないこととする。</p> <p><施行日></p> <p>1 公布の日（改正内容2）</p> <p>2 令和6年（2024年）1月1日（改正内容1）</p> | | |
| <p>【法令等】</p> <p>○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号） 第703条の5第3項</p> <p>○改正後の地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 第56条の89第4項</p> | | |

○改正後の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）
第19条第3項

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------|-----------|--------|--------------------------------------|----------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 契約 | 八王子市立第四中学校校舎等解体工事請負契約の締結について | 学校教育部 | | | | | | | | | | | | |
| | | 学校施設課 | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 第二小学校及び第四中学校を改築・統合し、新たに義務教育学校を整備するため、第四中学校の校舎等を解体するもの | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【内容】 児童・生徒の安全の確保及び9年間を通じた効果的な教育・学習活動を展開するため、老朽化が進んでいる第二小学校及び第四中学校を改築・統合し、新たに義務教育学校を整備する。 この改築工事に先立ち、第四中学校の校舎等を解体する。</p> <p><工事内容> 八王子市立第四中学校校舎等の解体工事 1 所在地 八王子市元本郷町二丁目21番1号 2 敷地面積 18,095.80平方メートル 3 解体する建物 校舎、武道場、プール及び一部の外構（床面積合計 7,218.90平方メートル）</p> <p><工期> 契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）1月17日まで</p> <p><契約先> 日動・ロード特定建設工事共同企業体 （構成員） 株式会社 日動エコプラント ロード建設株式会社</p> <p><契約金額> 385,000,000円（うち、消費税35,000,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <p>1 事業費</p> <table border="0" data-bbox="279 1429 973 1541"> <tr> <td>(1) 令和5年度（2023年度）</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 令和6年度（2024年度）</td> <td>409,300千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 計</td> <td>509,300千円</td> </tr> </table> <p>2 財源</p> <table border="0" data-bbox="279 1574 1284 1686"> <tr> <td>(1) 市債</td> <td>306,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 75,000千円）</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般財源</td> <td>203,300千円（うち令和5年度（2023年度）分 25,000千円）</td> </tr> <tr> <td>(3) 計</td> <td>509,300千円（うち令和5年度（2023年度）分 100,000千円）</td> </tr> </table> <p>※ 入札状況等</p> <p>1 入札日 令和5年（2023年）8月23日</p> <p>2 入札方法 解除条件付一般競争入札（工事成績評価型総合評価方式）</p> | | | (1) 令和5年度（2023年度） | 100,000千円 | (2) 令和6年度（2024年度） | 409,300千円 | (3) 計 | 509,300千円 | (1) 市債 | 306,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 75,000千円） | (2) 一般財源 | 203,300千円（うち令和5年度（2023年度）分 25,000千円） | (3) 計 | 509,300千円（うち令和5年度（2023年度）分 100,000千円） |
| (1) 令和5年度（2023年度） | 100,000千円 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 令和6年度（2024年度） | 409,300千円 | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 計 | 509,300千円 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 市債 | 306,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 75,000千円） | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 一般財源 | 203,300千円（うち令和5年度（2023年度）分 25,000千円） | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 計 | 509,300千円（うち令和5年度（2023年度）分 100,000千円） | | | | | | | | | | | | | |

3 入札状況

| 入札業者 | 入札金額（税抜き） | 価格評価点 | 技術評価点 | 合計 |
|---------------------------|---------------|--------|-------|--------|
| (1) 日動・ロード特定建設工事共同 企業体 | 350,000,000 円 | 23.128 | 9 | 32.128 |
| (2) 丸利根・白石特定建設工事共同 企業体 | 356,500,000 円 | 21.263 | 7 | 28.263 |

予定価格 420,340,000円（落札率83.2%）
 調査基準価格 351,000,000円
 失格基準価格 338,000,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2の2第1項、別表第3（第121条の2の2関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第2条

| | | |
|--|-------------------------------|---------|
| 指定管理者 | 八王子市長房ふれあい館の指定管理者の指定について | 市民活動推進部 |
| | | 協働推進課 |
| 概要 | 八王子市長房ふれあい館の指定管理者の指定をするもの（公募） | |
| <p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市長房ふれあい館の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市長房ふれあい館（以下「長房ふれあい館」という。）</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（6期目）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市長房ふれあい館指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取したうえで、総合的に判断して選定（応募者） 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。） ※ 本市における指定管理の実績 長房ふれあい館、恩方老人憩の家、学童保育所</p> <p><選定理由> 応募団体の社会福祉協議会は、指定管理者として現在まで継続して長房ふれあい館の管理運営を行っている。指定管理業務におけるモニタリング結果では高評価となっており、公の施設の管理運営を安定して行うことができる能力を有している。 また、今回提案された事業計画では、長房ふれあい館の設置目的である市民相互の親睦と高齢者の福祉の増進のための実現可能な取組が提示されており、指定管理者のノウハウを活かした効果的、効率的な運営と、市民サービスの質の向上が期待できる。指定管理料提案額についても、これまでに積み重ねた実績と知見に基づく収入確保や経費削減を考慮した提示となっており、経営努力がなされている。 さらに、評価会議においても、全ての評価項目で合格基準となる6割を上回る評価点を得ており、指定管理者候補者として適当であると認められている。 以上のことから、社会福祉協議会を長房ふれあい館の第6期指定管理者候補者に選定する。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 市民活動推進部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者を決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議の参加者6名（学識経験者1名、財務の専門家（税理士）1名、町会自治会関係者1名、シニアクラブ関係者1名、福祉部長、市民活動推進部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取し、指定管理者候補者を選定した。</p> | | |

(評価点) ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 八王子市 社会福祉協 議会 |
|---------|---|-----|---------------------|
| 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり、きちんとした経理がされていること。 | 30 | 29 |
| | 経営状況が健全であり、目標達成のための考えをもっていること。 | 30 | 29 |
| | 業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 自己評価(マネジメントサイクル)の体制及び基準が確立されていること。 | 30 | 25 |
| | 実現性の高い適正な収支計画であること。 | 30 | 25 |
| | 管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。 | 30 | 25 |
| | 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。 | 30 | 26 |
| | 地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。 | 30 | 28 |
| | 利用者が公平に施設を利用できるよう、配慮されていること。 | 30 | 28 |
| | 利用者の安全確保(衛生面含む)に関する方策が講じられていること。 | 30 | 27 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 27 |
| | 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。 | 30 | 24 |
| | 負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。 | 30 | 24 |
| | 緊急(防火、防犯等)対応等危機管理体制を有していること。 | 30 | 27 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。 | 30 | 28 |
| 小計 | 450 | 399 | |
| 提案事業の内容 | 収益を上げるための努力がされていること。 | 30 | 24 |
| | 利用料金の設定にあたり、採算性と公平性、適正性を考慮していること。 | 30 | 25 |
| | コスト削減が図られ又は考慮されていること。 | 30 | 23 |
| | ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。 | 30 | 27 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。 | 30 | 25 |
| | 広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。 | 30 | 25 |
| | 施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。 | 30 | 28 |
| | 利用者からの苦情処理の体制がとれていること。 | 30 | 28 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。 | 30 | 28 |
| | 地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。 | 30 | 26 |
| | 地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。 | 30 | 25 |

| | | |
|--|--------|-------|
| 第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。 | 30 | 23 |
| 資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。 | 30 | 25 |
| 訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。 | 30 | 25 |
| 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 30 | 22 |
| 小計 | 450 | 379 |
| 価格評価 | 778 ※1 | 778 |
| 合計 | 1,678 | 1,556 |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 92.7 |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | 八王子市社会福祉協議会 |
|-------------------|--------------|
| 令和6年度（2024年度） | 38,973,000円 |
| 令和7年度（2025年度） | 40,172,000円 |
| 令和8年度（2026年度） | 41,293,000円 |
| 令和9年度（2027年度） | 42,401,000円 |
| 令和10年度（2028年度） | 43,776,000円 |
| 5年間の合計 | 206,615,000円 |
| 【参考】 | |
| 令和5年度（2023年度）協定金額 | 38,983,000円 |

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市長房ふれあい館条例（平成12年八王子市条例第36号）
第17条～第19条

| 指定管理者 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について | 生涯学習スポーツ部 | | | | |
|---|------------------------------|-----------|-----|------|----------|---|
| | | 放課後児童支援課 | | | | |
| 概要 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命） | | | | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立第九小学童保育所</p> <p><指定管理者> 特定非営利活動法人 からまつ（4期目） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所6か所（第九小、横川、からまつ、川口、上川口小、檜原小）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という理念のもと、地域との繋がりが強く、放課後子ども教室の運営を担い、PTA活動、地域町会活動など保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなど、地域や保護者との連携が優れている。また、子どもとの安定的、継続的な関わりを意識し、指導員の雇用及び配置は、地域の資源等の人材を中心に雇用する形態となっており、今後も一層、保護者・学校・地域関係者との連携・交流を図られることを期待する。 指定期間内の業務の履行状況は良好であり、保育方針と保育内容の対応関係が明示され、地域社会の強みを生かした事業の実施として、農業や川遊び、伝統的遊びなど、自然を含めた子どもを取り巻く身近な環境を活かした学童保育の取り組みの中で、地域の子どもが、地域との深い結びつきによって育成されることが期待され、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1608 815 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1608 647 1648">施設名</th> <th data-bbox="647 1608 815 1648">総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1648 647 1693">第九小学童保育所</td> <td data-bbox="647 1648 815 1693">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和4年度（2022年度） 3.70 ※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p> | | | 施設名 | 総合評価 | 第九小学童保育所 | B |
| 施設名 | 総合評価 | | | | | |
| 第九小学童保育所 | B | | | | | |

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 特定非営利活動法人からまつ |
|-------------|--|-----|---------------|
| 社会的責任 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 23 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 25 |
| 運営体制 | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 24 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 23 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。 | 30 | 21 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 22 |
| 保育内容 | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 22 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 23 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 25 |
| 地域社会との協働や連携 | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。 | 30 | 27 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 28 |
| 危機管理体制 | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 21 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 21 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 23 |
| 合計 | | 450 | 350 |

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 173点（割合86.5%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

- ア 地域に根差した法人の特性や学生ボランティアやアルバイトの活用、そこから職員採用を行うなど、地域全体の維持活性化に資する取組みを行っていることが伺える。
- イ 利用児童のみならず放課後子ども教室を運営し、夏季休業中の昼食提供の放課後子ども教室での試行実施や、スポーツプログラムの拡充に寄与するなど、市の事業へ積極的に寄与している。
- ウ 多世代交流などの取組みや農業体験・川遊び体験など、いのちやこころの教育にかかわる取組みを実施され、子どもたちの地域愛の醸成につながることを期待できる。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 特定非営利活動法人からまつ |
|-------|--|-----|---------------|
| 団体の能力 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 23 |
| | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 24 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 23 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 22 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 23 |
| | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 22 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか） | 30 | 21 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 25 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 23 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 28 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 25 |
| | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 21 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 21 |
| 小計 | | 450 | 350 |

| | | | |
|-------------------------|---|-------|----|
| 提案事業の内容 | 危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 21 |
| | 利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 30 | 19 |
| | 「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 28 |
| | コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。 | 30 | 19 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。 | 30 | 26 |
| | 子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 21 |
| | 「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。 | 30 | 23 |
| | 利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。 | 30 | 21 |
| | 利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部） | 30 | 21 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 22 |
| | 災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 21 |
| | 環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。 | 30 | 20 |
| | 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 30 | 20 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。 | 30 | 22 |
| | 年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。 | 30 | 25 |
| 小計 | 450 | 329 | |
| 価格評価 | 679 ※1 | 679 | |
| 合計 | 1,579 | 1,358 | |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 86.0 | |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | 特定非営利活動法人 からまつ |
|-------------------|----------------|
| | 第九小学童保育所 |
| 令和6年度(2024年度) | 25,220,456円 |
| 令和7年度(2025年度) | 25,955,365円 |
| 令和8年度(2026年度) | 26,661,050円 |
| 3年間の合計 | 77,836,871円 |
| 【参考】 | |
| 令和5年度(2023年度)協定金額 | 28,532,979円 |

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条~第16条

| 指定管理者 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について | 生涯学習スポーツ部 | | | | |
|---|------------------------------|-----------|-----|------|----------|---|
| | | 放課後児童支援課 | | | | |
| 概要 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命） | | | | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立あたご学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 敬愛学園（4期目） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所6か所（東浅川小、あたご、鑓水小、散田小、山田小、みなみ野君田小）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、近隣の保育園の保育士・看護師・管理栄養士などの専門人材と法人のスケールメリットを活かした運営ができており、法改正や社会情勢の変化を的確に捉えて柔軟に対応していることが伺える。各分野において丁寧な対応が感じられ、苦情対応やインシデント発生時の対応、チェックリストなどの整備状況や保育の質を保障するための職務に関する実務能力書の作成など、非常に優れた取り組みを行っており、市域の保育の質の確保、維持向上のために、他法人への研修も期待される。 また、指定期間内の業務の履行状況が良好であり、持続可能な開発のための教育をふまえた指導計画の立案など、先進的・世界標準を目指した取り組みなど、優れた実践を計画し、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めるなど、適切な人材育成が図られ安定したサービスを提供しているため、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1644 815 1727"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1644 647 1682">施設名</th> <th data-bbox="647 1644 815 1682">総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1682 647 1727">あたご学童保育所</td> <td data-bbox="647 1682 815 1727">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和4年度（2022年度） 3.46 ※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p> | | | 施設名 | 総合評価 | あたご学童保育所 | B |
| 施設名 | 総合評価 | | | | | |
| あたご学童保育所 | B | | | | | |

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 社会福祉法人 敬愛学園 |
|-------------|--|-----|-------------|
| 社会的責任 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 25 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 27 |
| 運営体制 | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 26 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 23 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。 | 30 | 21 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 25 |
| 保育内容 | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 23 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 23 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 25 |
| 地域社会との協働や連携 | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。 | 30 | 27 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 23 |
| 危機管理体制 | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 22 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 22 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 24 |
| 合計 | | 450 | 363 |

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 170点（割合85.0%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

ア 長年のノウハウが土台にあっての運営ということで安定感があり、リスクマネジメントの意識が高く、保育園に常駐する看護師が近くにいる点は、子どもの安全面から高評価である。また、栄養士による学年ごとの摂取カロリーに見合った手作りおやつなどは、当該法人ならではの強みである。

イ 外部機関との連携については、行政・教育・福祉・地域等バランスよく実施しており、学童保育所における待機児童問題の解消において、既存の保育所事業と、地域の需給状況をふまえた運営が期待される。

ウ 保育の動線や環境設定の検証がチームとして取り組まれ、学童保育の質の維持・向上に寄与する優れた取組について発信をしていくことや、人事能力開発にかかるシステムは、非常に貴重な資源と考えられ、本市の子ども育成にかかわる全体の水準向上に寄与するものと思われる。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 社会福祉法人 敬愛学園 |
|-------|--|----|-------------|
| 団体の能力 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 25 |
| | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 26 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 23 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 25 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 24 |
| | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 23 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか） | 30 | 21 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 25 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 23 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 22 |

| | | | |
|-------------------------|---|-----------|-------|
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 22 |
| | 小計 | 450 | 363 |
| 提案事業の内容 | 危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 25 |
| | 利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 30 | 26 |
| | 「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 24 |
| | コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。 | 30 | 21 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。 | 30 | 26 |
| | 子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 25 |
| | 「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。 | 30 | 25 |
| | 利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。 | 30 | 25 |
| | 利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部） | 30 | 25 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 26 |
| | 災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 25 |
| | 環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。 | 30 | 24 |
| | 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 30 | 22 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。 | 30 | 22 |
| | 年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。 | 30 | 27 |
| | 小計 | 450 | 368 |
| | 価格評価 | 731 ※1 | 731 |
| | 合計 | 1,631 | 1,462 |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 89.6 | |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | 社会福祉法人 敬愛学園 |
|-------------------|--------------|
| | あたご学童保育所 |
| 令和6年度（2024年度） | 30,459,572円 |
| 令和7年度（2025年度） | 30,895,715円 |
| 令和8年度（2026年度） | 31,347,719円 |
| 令和9年度（2027年度） | 31,776,719円 |
| 4年間の合計 | 124,479,725円 |
| 【参考】 | |
| 令和5年度（2023年度）協定金額 | 27,000,308円 |

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条～第16条

| 指定管理者 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について | 生涯学習スポーツ部 | | | | | | | | |
|---|------------------------------|-----------|-----|------|-----------|---|----------|---|---------|---|
| | | 放課後児童支援課 | | | | | | | | |
| 概要 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命） | | | | | | | | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。（3件）</p> <p><施設名> 八王子市立上柚木小学童保育所 八王子市立中山小学童保育所 八王子市立長沼学童保育所</p> <p><指定管理者> 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団（4期目） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所4か所（上柚木小、中山小、城山、長沼）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、指導員のための運営マニュアルの策定や危機管理について災害時対応を中心にあらゆる事象のシミュレーションと詳細な対処方法がマニュアル化されており、職員にとっても安全安心な保育に繋がるものとして評価できる。 法人のスケールメリットを活かした取り組みによる質保証の取り組みが確認でき、直接、子どもとかかわる職員に関するストレスチェック制度などの取り組みをはじめ、各種のフローチャートやチェックリストについては、市全体の保育の質の確保、維持向上のために、他法人への研修機会提供などが期待される。 また、指定期間内の業務の履行状況が良好であり、職員構成もバランスがよく、計画的な人材育成や適切な人材育成が図られ、危機管理の面において予測される諸リスクへの対応を考慮するなど安定したサービスを提供しており、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1720 815 1861"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上柚木小学童保育所</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>中山小学童保育所</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>長沼学童保育所</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> | | | 施設名 | 総合評価 | 上柚木小学童保育所 | B | 中山小学童保育所 | B | 長沼学童保育所 | B |
| 施設名 | 総合評価 | | | | | | | | | |
| 上柚木小学童保育所 | B | | | | | | | | | |
| 中山小学童保育所 | B | | | | | | | | | |
| 長沼学童保育所 | B | | | | | | | | | |

2 保護者満足度調査（4点満点）

令和4年度（2022年度） 3.68

※ 候補者が現在指定管理をしている全ての学童保育所で実施した調査の平均点

※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 |
|-------------|--|-----|-------------------------|
| 社会的責任 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 23 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 23 |
| 運営体制 | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 26 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。 | 30 | 20 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 23 |
| 保育内容 | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 25 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 22 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 21 |
| 地域社会との協働や連携 | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。 | 30 | 23 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 23 |
| 危機管理体制 | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 23 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 24 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 23 |
| 合計 | | 450 | 343 |

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 166点（割合83.0%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

ア 長年の実績と企業としての組織基盤がしっかりしており、職員の人材育成やリスクマネジメントを、計画的・組織的に実施されていることが評価できる。

イ 法人の特性をふまえ協同労働や社会連帯といった価値・理念をふまえた取組みが行われ、一人ひとりの子どもの違いや個性を尊重するといった理念に基づき、発達障害や虐待防止、アンガーマネジメントやハラスメントなどの研修を実施するなど、市域における同様のニーズをかかえる子どもの育ちを支える効果が期待される。

ウ 危機管理についての意識が高く事業運営及び施設の維持管理は適正に実施されており、災害や事故発生時のマニュアル類を整備するなど学童保育事業を安定的に遂行するよう努めている点は、評価される。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 |
|-------|--|----|-------------------------|
| 団体の能力 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 23 |
| | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 26 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 23 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 23 |
| | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 25 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか） | 30 | 20 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 21 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 22 |

| | | | |
|---------|---|-----|-----|
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 23 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 24 |
| | 小計 | 450 | 343 |
| 提案事業の内容 | 危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 30 | 27 |
| | 「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 24 |
| | コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。 | 30 | 20 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。 | 30 | 24 |
| | 子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 24 |
| | 「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。 | 30 | 23 |
| | 利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。 | 30 | 22 |
| | 利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制（保育現場及び法人本部） | 30 | 26 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 22 |
| | 災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 26 |
| | 環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。 | 30 | 23 |
| | 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 30 | 21 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。 | 30 | 19 |
| | 年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。 | 30 | 25 |
| 小計 | 450 | 353 | |
| 価格評価 | 696 ※1 | 696 | |

| | | |
|-------------------------|-------|-------|
| 合計 | 1,596 | 1,392 |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 87.2 |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 | | |
|---------------------------|--------------------------|--------------|--------------|
| | 上柚木小学童保育所 | 中山小学童保育所 | 長沼学童保育所 |
| 令和6年度（2024年度） | 30,503,208円 | 29,741,649円 | 38,097,129円 |
| 令和7年度（2025年度） | 30,741,160円 | 29,844,620円 | 38,284,248円 |
| 令和8年度（2026年度） | 31,281,866円 | 30,301,834円 | 38,741,463円 |
| 令和9年度（2027年度） | 31,457,327円 | 30,393,807円 | 38,833,434円 |
| 4年間の合計 | 123,983,561円 | 120,281,910円 | 153,956,274円 |
| 【参考】令和5年度（2023年度） 協定金額 | 19,066,554円 | 16,821,654円 | 27,338,052円 |

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条～第16条

| 指定管理者 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について | 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課 | | | | |
|--|------------------------------|-----------------------|-----|------|---------|---|
| 概要 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命） | | | | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立城山学童保育所</p> <p><指定管理者> 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団（4期目） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所4か所（上柚木小、中山小、城山、長沼）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、指導員のための運営マニュアルの策定や危機管理について災害時対応を中心にあらゆる事象のシミュレーションと詳細な対処方法がマニュアル化されており、職員にとっても安全安心な保育に繋がるものとして評価できる。 法人のスケールメリットを活かした取り組みによる質保証の取り組みが確認でき、直接、子どもとかかわる職員に関するストレスチェック制度などの取り組みをはじめ、各種のフローチャートやチェックリストについては、市全体の保育の質の確保、維持向上のために、他法人への研修機会提供などが期待される。 また、指定期間内の業務の履行状況が良好であり、職員構成もバランスがよく、計画的な人材育成や適切な人材育成が図られ、危機管理の面において予測される諸リスクへの対応を考慮するなど安定したサービスを提供しており、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1608 817 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1608 647 1644">施設名</th> <th data-bbox="647 1608 817 1644">総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1644 647 1693">城山学童保育所</td> <td data-bbox="647 1644 817 1693">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和4年度（2022年度） 3.68 ※ 候補者が現在指定管理をしている全ての学童保育所で実施した調査の平均点 ※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p> | | | 施設名 | 総合評価 | 城山学童保育所 | B |
| 施設名 | 総合評価 | | | | | |
| 城山学童保育所 | B | | | | | |

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 |
|-------------|--|-----|-------------------------|
| 社会的責任 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 23 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 23 |
| 運営体制 | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 26 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。 | 30 | 20 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 23 |
| 保育内容 | 「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 25 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 22 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 21 |
| 地域社会との協働や連携 | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。 | 30 | 23 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 23 |
| 危機管理体制 | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 23 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 24 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 23 |
| 合計 | | 450 | 343 |

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 166点（割合83.0%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

ア 長年の実績と企業としての組織基盤がしっかりしており、職員の人材育成やリスクマネジメントを、計画的・組織的に実施されていることが評価できる。

イ 法人の特性をふまえ協同労働や社会連帯といった価値・理念をふまえた取組みが行われ、一人ひとりの子どもの違いや個性を尊重するといった理念に基づき、発達障害や虐待防止、アンガーマネジメントやハラスメントなどの研修を実施するなど、市域における同様のニーズをかかえる子どもの育ちを支える効果が期待される。

ウ 危機管理についての意識が高く事業運営及び施設の維持管理は適正に実施されており、災害や事故発生時のマニュアル類を整備するなど学童保育事業を安定的に遂行するよう努めている点は、評価される。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 労働者協同組合 ワーカーズ コープ・ センター 事業団 |
|-------|--|----|---|
| 団体の能力 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 23 |
| | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 26 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 22 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 23 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 23 |
| | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 25 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか） | 30 | 20 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 21 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 22 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 23 |
| | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 23 |

| | | | |
|-------------------------|---|-----------|-----|
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 24 |
| | 小計 | 450 | 343 |
| 提案事業の内容 | 危機管理についての意識が高く、様々なケース(日常活動や行事時、アレルギーなど)について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 27 |
| | 利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。 | 30 | 27 |
| | 「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 24 |
| | コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。 | 30 | 20 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。 | 30 | 24 |
| | 子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 24 |
| | 「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。 | 30 | 23 |
| | 利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。 | 30 | 22 |
| | 利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制(保育現場及び法人本部) | 30 | 26 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 22 |
| | 災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 26 |
| | 環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。 | 30 | 23 |
| | 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 30 | 21 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。 | 30 | 19 |
| | 年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。 | 30 | 25 |
| | 小計 | 450 | 353 |
| | 価格評価 | 696 ※1 | 696 |
| 合計 | 1,596 | 1,392 | |
| 100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て) | 100 | 87.2 | |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 |
|---------------------------|-----------------------------|
| | 城山学童保育所 |
| 令和6年度（2024年度） | 54,495,652 円 |
| 令和7年度（2025年度） | 54,732,013 円 |
| 令和8年度（2026年度） | 55,426,076 円 |
| 3年間の合計 | 164,653,741 円 |
| 【参考】 令和5年度（2023年度）協定金額 | 40,712,020 円 |

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条～第16条

| 指定管理者 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について | 生涯学習スポーツ部 | | | | |
|--|------------------------------|-----------|-----|------|----------|---|
| | | 放課後児童支援課 | | | | |
| 概要 | 八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命） | | | | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立恩方西学童保育所</p> <p><指定管理者> NPO法人 恩方キッズ（4期目） ※ 本市における指定管理の実績 学童保育所2か所（恩方東、恩方西）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3年間</p> <p><選定方法> 特命（更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 法人メンバーが学童保育所卒所生の保護者で構成され、役員全員が地域団体の委員となっている。このことは、地域に根差した当該法人ならではのネットワークで子ども達が見守られ、保護者の安心にもつながっている。また、「子どもへのまなごしを軸にした町づくり」という考え方にに基づき、地域社会の誰もが住みよく安全な町づくり活動に積極的に参画していることが確認され、地域連携の橋渡し役としての役割を果たしている。地域・学校の活動に積極的に参加し子ども食堂や小さな図書館をつくることで、地域の交流の場を創出するとともに、子どもの居場所の確保の取り組みを実施しているところが高く評価される。 指定期間内の業務の履行状況は良好であり、夏季休業中の昼食提供の取り組みや、放課後子ども教室の運営を担うなど、全ての児童の安全・安心な居場所の確保と両事業の一体的な運営に寄与しており、市の施策への協力が期待でき、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1608 815 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1608 647 1648">施設名</th> <th data-bbox="647 1608 815 1648">総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1648 647 1693">恩方西学童保育所</td> <td data-bbox="647 1648 815 1693">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和4年度（2022年度） 3.73 ※ 全ての項目で3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p> | | | 施設名 | 総合評価 | 恩方西学童保育所 | B |
| 施設名 | 総合評価 | | | | | |
| 恩方西学童保育所 | B | | | | | |

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | NPO法人 恩方キッズ |
|-----------------|--|-----|-------------|
| 社会的責任 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 20 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 22 |
| 運営体制 | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 20 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 18 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 20 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。 | 30 | 19 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 21 |
| 保育内容 | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 20 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 20 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 21 |
| 協働や連携 地域社会との | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。 | 30 | 28 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 26 |
| 危機管理体制 | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 20 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 19 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 19 |
| 合計 | | 450 | 313 |

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 162点（割合81.0%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良品業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

- ア 研修等を含め、研究者との連携による、学童保育の質の維持・向上に寄与する活動を図っていることが伺える。
- イ 地域主体の子育ち子育て支援について、近隣住民や学校運営協議会、防災活動など、様々な関係機関と連携しながら、取り組む姿が見られ、地域住民としてそれぞれの諸活動に参加することにより、地域関係資本の活性化に寄与している。
- ウ 地域に根差した学童保育所でありたいという思いから管理運営に意欲を持ち、子ども・保護者・地域の方々を結びつける役割を担い、市の施策である地域で子どもを育てる基盤づくりに貢献していることを評価する。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | NPO法人 恩方キッズ |
|---------|---|-----|-------------|
| 団体の能力 | 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。 | 30 | 20 |
| | 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。 | 30 | 20 |
| | 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。 | 30 | 18 |
| | 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。 | 30 | 20 |
| | 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。 | 30 | 21 |
| | 危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。 | 30 | 19 |
| | 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 28 |
| | 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。 | 30 | 20 |
| | 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか） | 30 | 19 |
| | 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。 | 30 | 21 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 30 | 20 |
| | 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。 | 30 | 26 |
| | 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。 | 30 | 22 |
| | 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。 | 30 | 20 |
| | 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。 | 30 | 19 |
| 小計 | 450 | 313 | |
| 提案事業の内容 | 危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 19 |

| | | |
|--|-----------|-------|
| 利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。 | 30 | 19 |
| 「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 25 |
| コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。 | 30 | 21 |
| 管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。 | 30 | 25 |
| 子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 20 |
| 「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。 | 30 | 20 |
| 利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。 | 30 | 20 |
| 利用者等からの相談や苦情に、適切に対応できる体制(保育現場及び法人本部) | 30 | 21 |
| 利用者の満足度を高めるための方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。 | 30 | 21 |
| 災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。 | 30 | 19 |
| 環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。 | 30 | 22 |
| 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 30 | 18 |
| 指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。 | 30 | 19 |
| 年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。 | 30 | 23 |
| 小計 | 450 | 312 |
| 価格評価 | 625 ※1 | 625 |
| 合計 | 1,525 | 1,250 |
| 100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て) | 100 | 81.9 |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | NPO法人 恩方キッズ |
|-------------------|--------------|
| | 恩方西学童保育所 |
| 令和6年度(2024年度) | 38,430,818円 |
| 令和7年度(2025年度) | 39,377,541円 |
| 令和8年度(2026年度) | 40,147,641円 |
| 3年間の合計 | 117,956,000円 |
| 【参考】 | |
| 令和5年度(2023年度)協定金額 | 32,328,340円 |

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条~第16条

| 指定管理者 | 八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について | 福祉部 高齢者いきいき課 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|-----------------|------------|------|----|------------|-------|------------------------------|----|----|--------------------------------|----|----|--------------------------------|----|----|
| 概要 | 八王子市高齢者在宅サービスセンター中野の指定管理者の指定をするもの（公募） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【内容】 | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市高齢者在宅サービスセンター中野の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市高齢者在宅サービスセンター中野</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 一誠会（1期目）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3年間</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市高齢者在宅サービスセンター中野指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定。</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は、施設の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有するなど、公の施設を管理運営する団体としての能力が高い。また、この法人は市内で様々な介護サービス施設を運営しているノウハウを活かし、市民に開かれた地域の高齢者福祉の拠点となるよう、積極的に市民の支援や、地域包括ケアシステム推進の役割を果たすなど、市民に質の高いサービスを提供するための提案が優れていた。一方、財務状況についても、専門家による分析で経営上特に問題はないとされており、指定管理者の候補者に相応しいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 福祉部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議 評価会議の参加者6名（福祉関係者1名、高齢者団体代表1名、介護保険料を負担する事業主1名、介護保険の被保険者1名、税理士1名、福祉部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。</p> <p>(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価項目</th> <th>配点</th> <th>社会福祉法人 一誠会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団体の能力</td> <td>団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> | | 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 社会福祉法人 一誠会 | 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。 | 20 | 16 | 経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。 | 20 | 16 | 業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。 | 20 | 16 |
| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 社会福祉法人 一誠会 | | | | | | | | | | | | | |
| 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。 | 20 | 16 | | | | | | | | | | | | | |
| | 経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。 | 20 | 16 | | | | | | | | | | | | | |
| | 業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。 | 20 | 16 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|---|----------------------|-----|
| | 自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。 | 20 | 16 |
| | 実現性の高い適正な収支計画であること。 | 20 | 16 |
| | 管理運営が適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。 | 20 | 15 |
| | 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。 | 20 | 15 |
| | 地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。 | 20 | 16 |
| | 利用者が公平に施設利用ができるよう、配慮されていること。 | 20 | 15 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 20 | 14 |
| | 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。 | 20 | 15 |
| | 負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。 | 20 | 15 |
| | 利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 20 | 16 |
| | 緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。 | 20 | 15 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。 | 20 | 16 |
| | 小計 | 300 | 232 |
| | 提案事業の内容 | 収益を上げるための努力がされていること。 | 20 |
| コスト削減が図られ又は考慮されていること。 | | 20 | 16 |
| ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。 | | 20 | 16 |
| 広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。 | | 20 | 15 |
| 利用者からの苦情処理の体制がとれていること。 | | 20 | 16 |
| 利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。 | | 20 | 16 |
| 管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。 | | 20 | 16 |
| 地域や施設の特徴を踏まえた事業展開が図られていること。 | | 20 | 15 |
| 地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。 | | 20 | 17 |
| 第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。 | | 20 | 14 |
| 資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。 | | 20 | 16 |
| 訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。 | | 20 | 16 |
| 施設の適切な維持管理のための方策が講じられていること。 | | 20 | 16 |
| 小計 | | 260 | 205 |
| 合計 | 560 | 437 | |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 78 | |

<指定管理料>

利用料金制とし、介護報酬及び本人負担金により施設の維持管理及び事業運営を行うため、指定管理料はなし。

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市高齢者在宅サービスセンター条例（平成8年八王子市条例第21号）
第7条～第9条

| | | |
|---|------------------------------------|--------------|
| 指定管理者 | 八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者の指定について | 産業振興部 観光課 |
| 概要 | 八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者の指定をするもの（特命） | |
| <p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市夕やけ小やけふれあいの里</p> <p><指定管理者> 夕やけ小やけ共同事業体（3期目） 代表団体 公益社団法人八王子観光コンベンション協会 構成団体 株式会社 アーバン</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの1年間</p> <p><選定方法> 特命（公募によらない選定） 八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定した。</p> <p>※ 八王子市夕やけ小やけふれあいの里は、リノベーションの開始時期まで、現行の運営を継続するものであるが、短期間の運営において安定的かつ円滑に運営する必要があるため、現指定管理者を担っている団体を特命（公募によらない選定）することとした。</p> <p><選定理由> 候補者となった団体は、蓄積してきた運営ノウハウとスキルを活かした運営が期待でき、評価会議においても、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に定める評価項目（価格評価、団体の能力評価、提案事業の内容評価）の全てで合格基準である6割以上の評価点を獲得した。 また、提案内容から、①公益施設であることを十分に理解し、公平性のある施設利用に努めていること、②施設の設置目的を十分に理解し、過去の実績を踏まえた施設運営を提案していること、③団体運営能力等について特に不適格な事項がなかったこと、などが確認できた。以上のことから、市の要求水準を満たした施設運営が可能であると判断し、「夕やけ小やけ共同事業体」を指定管理者候補者として選定した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 産業振興部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。 (1) 評価会議 評価会議の参加者5名（地元（利用者）代表1名、経済団体代表1名、税理士1名、生涯学習スポーツ部長、農林振興担当部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。</p> | | |

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 夕やけ小やけ 共同事業体 |
|---------|--|-----|-----------------|
| 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。 | 25 | 19 |
| | 経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。 | 25 | 19 |
| | ふれあいの里の業務に即した業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。 | 25 | 21 |
| | 自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。 | 25 | 19 |
| | 実現性の高い適正な収支計画であること。 | 25 | 20 |
| | 管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。 | 25 | 17 |
| | 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。 | 25 | 17 |
| | 地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。（ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者・障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等） | 25 | 17 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。 | 25 | 18 |
| | 利用者が公平に施設利用できるよう、配慮されていること。 | 25 | 21 |
| | 利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 25 | 21 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 25 | 17 |
| | 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。 | 25 | 19 |
| | 負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。 | 25 | 17 |
| | 緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。 | 25 | 17 |
| 小計 | 375 | 279 | |
| 提案事業の内容 | 収益を上げるための努力がされていること。 | 25 | 16 |
| | 利用料金の設定にあたり、採算制と公平性、適正性を考慮していること。 | 25 | 20 |
| | コスト縮減が図られ又は考慮されていること。 | 25 | 17 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。 | 25 | 19 |
| | 利用者からの苦情処理の体制がとれていること。 | 25 | 19 |
| | ノウハウを活用し、要求水準を満たした具体的な達成目標を設定した事業計画を立てていること。 | 25 | 19 |
| | 施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。 | 25 | 19 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。 | 25 | 18 |
| | 広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。 | 25 | 17 |
| | 地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。 | 25 | 19 |

| | | | |
|--|--|--------|-------|
| | 地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。 | 25 | 19 |
| | 第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。 | 25 | 18 |
| | 資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。 | 25 | 18 |
| | 訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。 | 25 | 18 |
| | 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。 | 25 | 16 |
| | 小計 | 375 | 272 |
| | 価格評価 | 551 ※1 | 551 |
| | 合計 | 1,301 | 1,102 |
| | 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 84.7 |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | 夕やけ小やけ共同事業体 |
|-------------------|--------------|
| 令和6年度（2024年度） | 119,950,000円 |
| 【参考】 | |
| 令和4年度（2022年度）協定金額 | 112,660,083円 |
| 令和5年度（2023年度）協定金額 | 114,539,449円 |

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例（平成12年八王子市条例第73号）
第14条～第16条

| | | | |
|--|------------------------------------|--------------|---------|
| 指定管理者 | 八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について | 産業振興部 農林課 | |
| 概要 | 八王子市恩方農村環境改善センターの指定管理者の指定をするもの（特命） | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市恩方農村環境改善センターの指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市恩方農村環境改善センター</p> <p><指定管理者> 東京都森林組合（6期目）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 特命（コミュニティ関連施設） 八王子市農村環境改善センター指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は、評価項目すべてにおいて合格基準である6割以上の評価点を獲得しており、施設管理の豊富な運営実績を活かした効果・効率的な施設管理が期待できるほか、地域に密着したコミュニティ関連施設としての役割を担っていく高い意欲が認められ、情報セキュリティ対策や緊急時の対応についても適切な管理運営が期待できることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 産業振興部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議 評価会議の参加者5名（税理士1名、学識経験者1名、女性農業者1名、八王子市産業政策専門管理官、農林振興担当部長）が、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行い、意見を聴取した。</p> <p>(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。</p> | | | |
| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 東京都森林組合 |
| 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。 | 25 | 21 |
| | 経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。 | 25 | 20 |
| | 業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。 | 25 | 20 |

| | | | |
|-------------------------|--|------|-----|
| | 自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。 | 25 | 18 |
| | 実現性の高い適正な収支計画であること。 | 25 | 19 |
| | 管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。 | 25 | 17 |
| | 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。 | 25 | 17 |
| | 地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。（ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者・障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等） | 25 | 17 |
| | 利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 25 | 19 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 25 | 19 |
| | 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。 | 25 | 21 |
| | 負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。 | 25 | 19 |
| | 緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。 | 25 | 20 |
| | 小計 | 325 | 247 |
| 提案事業の内容 | 広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。 | 25 | 17 |
| | 施設の利用について公平性、適正性を考慮していること。 | 25 | 19 |
| | コスト縮減が図られ又は考慮されていること。 | 25 | 17 |
| | ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。 | 25 | 18 |
| | 利用者からの苦情処理の体制がとれていること。 | 25 | 19 |
| | 施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。 | 25 | 17 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。 | 25 | 21 |
| | 地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。 | 25 | 17 |
| | 地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。 | 25 | 17 |
| | 第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。 | 25 | 18 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。 | 25 | 18 |
| | 訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。 | 25 | 18 |
| | 資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。 | 25 | 19 |
| | 小計 | 325 | 235 |
| 合計 | 650 | 482 | |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 74.2 | |

<指定管理料提案額>

| 年度 | 東京都森林組合 |
|-------------------|-------------|
| 令和6年度(2024年度) | 6,129,800円 |
| 令和7年度(2025年度) | 6,129,800円 |
| 令和8年度(2026年度) | 6,129,800円 |
| 令和9年度(2027年度) | 6,129,800円 |
| 令和10年度(2028年度) | 6,129,800円 |
| 5年間の合計 | 30,649,000円 |
| 【参考】 | |
| 令和5年度(2023年度)協定金額 | 5,937,500円 |

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市農村環境改善センター条例(昭和55年八王子市条例第6号)
第13条~第15条

| | | | |
|--|------------------------------------|--------------|-------------------|
| 指定管理者 | 八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について | 産業振興部 農林課 | |
| 概要 | 八王子市上川農村環境改善センターの指定管理者の指定をするもの（特命） | | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市上川農村環境改善センターの指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市上川農村環境改善センター</p> <p><指定管理者> 上川農村環境改善センター運営委員会（6期目）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 特命（コミュニティ関連施設） 八王子市農村環境改善センター指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は、評価項目すべてにおいて合格基準である6割以上の評価点を獲得しており、施設管理の豊富な運営実績を活かした効果・効率的な施設管理が期待できるほか、地域に密着したコミュニティ関連施設としての役割を担っていく高い意欲が認められ、情報セキュリティ対策や緊急時の対応についても適切な管理運営が期待できることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 産業振興部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議 評価会議の参加者5名（税理士1名、学識経験者1名、女性農業者1名、八王子市産業政策専門管理官、農林振興担当部長）が、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行い、意見を聴取した。</p> <p>(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。</p> | | | |
| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | 上川農村環境改善センター運営委員会 |
| 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。 | 25 | 18 |
| | 経営状況が健全であり、目的達成のための考えもっていること。 | 25 | 18 |

| | | | |
|-------------------------|--|------|-----|
| | 業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。 | 25 | 20 |
| | 自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。 | 25 | 17 |
| | 実現性の高い適正な収支計画であること。 | 25 | 17 |
| | 管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。 | 25 | 18 |
| | 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。 | 25 | 17 |
| | 地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。（ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者・障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等） | 25 | 19 |
| | 利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。 | 25 | 17 |
| | 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。 | 25 | 17 |
| | 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。 | 25 | 17 |
| | 負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。 | 25 | 17 |
| | 緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。 | 25 | 18 |
| | 小計 | 325 | 230 |
| 提案事業の内容 | 広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。 | 25 | 18 |
| | 施設の利用について公平性、適正性を考慮していること。 | 25 | 19 |
| | コスト縮減が図られ又は考慮されていること。 | 25 | 15 |
| | ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。 | 25 | 19 |
| | 利用者からの苦情処理の体制がとれていること。 | 25 | 19 |
| | 施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。 | 25 | 19 |
| | 管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。 | 25 | 20 |
| | 地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。 | 25 | 21 |
| | 地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。 | 25 | 21 |
| | 第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。 | 25 | 20 |
| | 利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。 | 25 | 17 |
| | 訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。 | 25 | 16 |
| | 資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。 | 25 | 17 |
| | 小計 | 325 | 241 |
| 合計 | 650 | 471 | |
| 100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て） | 100 | 72.5 | |

<指定管理料提案額>

| 年度 | 上川農村環境改善センター運営委員会 |
|-------------------|-------------------|
| 令和6年度(2024年度) | 6,816,000円 |
| 令和7年度(2025年度) | 6,955,000円 |
| 令和8年度(2026年度) | 7,104,000円 |
| 令和9年度(2027年度) | 7,248,000円 |
| 令和10年度(2028年度) | 7,400,000円 |
| 5年間の合計 | 35,523,000円 |
| 【参考】 | |
| 令和5年度(2023年度)協定金額 | 6,567,000円 |

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市農村環境改善センター条例(昭和55年八王子市条例第6号)
第13条~第15条

| | | |
|---|------------------------------|---------|
| 指定管理者 | 八王子市立都市公園の指定管理者の指定について | まちなみ整備部 |
| | | 公園課 |
| 概要 | 八王子市立上柚木公園の指定管理者の指定をするもの（公募） | |
| <p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立上柚木公園の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立上柚木公園</p> <p><指定管理者> スポーツ&グリーン上柚木（1期目） 代表団体 太陽スポーツ施設株式会社 構成団体 株式会社 五嶋造園</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募3者） 八王子市都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定。 （応募者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ&グリーン上柚木 代表団体 太陽スポーツ施設株式会社 構成団体 株式会社 五嶋造園 ※ 本市における指定管理の実績 なし 2 上柚木スポーツパーク 代表団体 東新緑地株式会社 構成団体 日本体育施設株式会社 構成団体 特定非営利活動法人 東京スポーツビジョン21 ※ 本市における指定管理の実績 なし 3 上柚木公園スポーツ・コミュニティ推進グループ 代表団体 シンコーススポーツ株式会社 構成団体 株式会社 イシイサービス ※ 本市における指定管理の実績 上柚木公園（現在） <p><選定理由> 候補者となった団体は、全ての評価項目で合格基準である6割以上の評価点数を獲得しており、豊富な業務実績による効果・効率的な施設管理が期待できる。特に、施設特性をふまえた管理運営内容及び専門的な管理運営体制、長期にわたる運動施設の効率的な運営に資する提案を高く評価した。これらを総合的に判断して、指定管理者候補者として適当であると認められるため。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 まちなみ整備部及び生涯学習スポーツ部において、書類及び応募資格について審査を行い、3者を一次選考の合格者として決定した。</p> | | |

2 二次選考

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者4名（学識経験者1名、財務の専門家（税理士）1名、まちなみ整備部長、スポーツ担当部長）に、事業計画書等応募書類及びプレゼンテーションについて評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 | スポーツ &グリーン 上柚木 | 上柚木ス ポーツパ ーク | 上柚木公園 スポーツ・ コミュニテ ィ推進グル ープ |
|---------|--|-----|----------------------|--------------------|--|
| 団体の能力 | 団体の経営方針が明確であり適正な経理がされていること | 20 | 14 | 12 | 15 |
| | 経営状況が健全であり、事業を安定して行える経営規模を有していること | 20 | 13 | 10 | 12 |
| | 公園の管理運営の業務実績が豊富であり、蓄積しているノウハウを活かした運営が期待できること | 24 | 19.2 | 15.6 | 18 |
| | 自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること | 20 | 14 | 11 | 15 |
| | 適正かつ実現可能な収支計画であること | 20 | 12 | 12 | 13 |
| | 管理運営を適切に行うための人材育成を実施する組織体制を有していること | 20 | 15 | 10 | 14 |
| | 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること | 20 | 13 | 12 | 15 |
| | 利用者等の安全確保（衛生面を含む）に関する方策が講じられていること | 20 | 13 | 13 | 12 |
| | 利用者が公平・公正な施設利用ができるよう、配慮されていること | 20 | 15 | 12 | 13 |
| | 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること | 20 | 14 | 12 | 17 |
| | 緊急対応（事故・自然災害）等の危機管理体制を有していること | 20 | 15 | 11 | 17 |
| | 指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること | 16 | 9.6 | 8 | 12.8 |
| | 小計 | 240 | 166.8 | 138.6 | 173.8 |
| 提案事業の内容 | 蓄積したノウハウを活用し、要求水準を満たした効果・効率的な事業計画を立てていること | 20 | 15 | 12 | 15 |
| | 利用者ニーズを把握し、利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること | 20 | 14 | 10 | 17 |
| | 広報活動等、施設の利用促進のための方策が講じられていること | 20 | 15 | 12 | 16 |

| | | | | | |
|--|---|-------------|-------|-------|-------|
| | 施設特性をふまえた管理運営内容及び、専門的な管理運営体制が提案されていること | 24 | 19.2 | 14.4 | 15.6 |
| | 既存施設を活かした特色ある提案がされていること | 20 | 16 | 11 | 14 |
| | 地域との協働や連携が図られるような提案がされていること | 20 | 15 | 11 | 15 |
| | 苦情要望の処理体制、及び利用者とのトラブルを防止する方策が講じられていること | 20 | 14 | 11 | 16 |
| | 第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること | 20 | 12 | 9 | 14 |
| | 施設点検・訓練・マニュアル作成など平常時から危機管理に関する適切な提案がされていること | 20 | 13 | 11 | 14 |
| | 資源の有効活用など、環境に配慮した管理運営がされていること | 16 | 12.8 | 9.6 | 11.2 |
| | 長期にわたる運動施設の効率的な運営に資する提案であること (収益確保の努力、コスト削減の工夫、長寿命化対策など) | 24 | 19.2 | 14.4 | 15.6 |
| | 公園やスポーツの安全な利用とマナー向上に資する提案があること | 16 | 12 | 8.8 | 12 |
| | 小計 | 240 | 177.2 | 134.2 | 175.4 |
| | 価格評価 | 349.2 ※1 | 349.2 | 324.6 | 296.8 |
| | 合計 | 829 | 693.2 | 597.4 | 646 |
| | 100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て) | 100 | 83.6 | 72 | 77.9 |

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

| 年度 | スポーツ&グリーン 上柚木 | 上柚木スポーツ パーク | 上柚木公園スポーツ ・コミュニティ 推進グループ |
|-------------------------------|---------------------|----------------|--------------------------------|
| 令和6年度(2024年度) | 84,173,000 | 91,150,000 | 99,027,000 |
| 令和7年度(2025年度) | 85,449,000 | 92,540,000 | 100,527,000 |
| 令和8年度(2026年度) | 86,894,000 | 94,100,000 | 102,227,000 |
| 令和9年度(2027年度) | 88,458,000 | 95,790,000 | 104,066,000 |
| 令和10年度(2028年度) | 89,863,000 | 97,310,000 | 105,720,000 |
| 5年間の合計 | 434,837,000 | 470,890,000 | 511,567,000 |
| 【参考】 令和5年度(2023年度)協 定金額 | 91,539,000(概算払分を除く) | | |

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市都市公園条例（昭和38年八王子市条例第24号）
第19条～第21条

| | | |
|------|---|-----|
| 条例改正 | 八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について | 総務部 |
| | | 職員課 |
| 概要 | 東京都人事委員会勧告に準拠し、給料表及び期末手当の改定をするもの | |

| | | |
|------|--|-----|
| 条例改正 | 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について | 総務部 |
| | | 職員課 |
| 概要 | 市職員の期末・勤勉手当の改定に準拠し、期末手当の改定をするもの | |

| | | |
|------|---------------------------------|-----|
| 条例改正 | 八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について | 総務部 |
| | | 職員課 |
| 概要 | 市職員の期末・勤勉手当の改定に準拠し、期末手当の改定をするもの | |

| | | |
|------|---|-----|
| 条例改正 | 八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について | 総務部 |
| | | 職員課 |
| 概要 | 東京都人事委員会勧告に準拠し、初任給、給料表及び期末・勤勉手当の改定をするもの | |